

民間事業者向け施設売払い及び土地活用公募その2

資料請求申込書

標記の公募について、裏面のとおり誓約したうえで下記資料の貸与を申し込みます。

記

- 1.
- 2.
- 3.

平成 年 月 日

公益財団法人東京都都市づくり公社  
理 事 長 殿

住 所  
(申込人)

氏 名

印

(法人の場合は法人  
名及び代表者名)

【注意事項】

- 1) 希望された資料について、一部、もしくは全部を用意できない場合があります。
- 2) 貸与した資料は公募締切日までに返却していただきます。また、複製した場合は、貴社の責任において確実な方法により破棄していただきます。

## 守秘義務誓約書

申込人である私（以下、「乙」という。）は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下、「甲」という。）から開示される資料・情報等の取扱いに関し、下記のとおり秘密を保持することを約し、その証として本書を記名、捺印のうえ、甲に差し入れます。

### 記

第1条 乙は、甲から書類、電子メール又は電子記録媒体により入手した情報、資料（その複製物および原本資料を乙が基に作成した資料を含む）等を、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、遺漏せず、また自己又は第三者の利益のために利用しないことを確約いたします。

第2条 前条による乙の義務は、以下のいずれかに該当する情報、資料等については適用されないものとします。

- ① 提示時に、既に公知又は既知のもの。
- ② 提示後に、乙の責めに帰しえない事由により公知となったもの。
- ③ 乙が独自に取得又は第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの。
- ④ 公権力の発動により又は法令により、開示を要請されるもの。ただし、この場合、乙は開示に先立ち甲に対し通知を行うものとする。
- ⑤ 乙が既に所有していたもの。

第3条 乙は、甲から書類、電子メール又は電子記録媒体により入手した情報、資料等を、乙が法令により保管を義務付けられるものを除き、甲が定める公募締切日までに返還し、また、複製を自らの責任において破棄します。

第4条 乙が本誓約書に違反したことに起因して、甲が損害を被った場合、乙は、違反から生じたと合理的に判断される損害について甲に賠償するものとします。

第5条 本誓約書に関するすべての紛争について、日本法を準拠法とし、管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに、甲及び乙は合意します。

第6条 本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満5年間とする。ただし、期間満了後の3ヵ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。